

家族信託編

家族信託_⑩ ～信託の変更～

(毎回の事例とテーマは関連がありません)

2025.3. 27

小川FP・行政書士事務所

小川 佳宏

家族信託⑩ ～信託の変更～

以前、家族信託と遺言書の併用を勉強しましたが、任意後見制度も併用できるのですか。



はい、できます。それぞれのスキームで目的、設定者の想い、範囲をしっかりと区分して設定者の想いを実現できるようにお手伝いします。



何か、切り分けるのも難しいですね。やっぱり専門家の力を借りることにします。



信託の設定は複雑な要素があるので、依頼者様の想いやニーズをしっかりと傾聴しそれをスキームに落とし込む家族信託コーディネーターという役割と、信託契約書を作成する専門士（士業）がいます。士業が両方の役割を兼ねてもよいですが、相互牽制で分けて相談に乗ってくれる専門家がよいでしょう。



はい、実際に設定しても長い期間が経るにつれて信託の要件が変わってくるような場合はどうしたらよいのでしょうか。



原則、信託の登場人物の3者が合意するなど、信託の変更手続が信託法で決まっていますので、その手続に従って変更します。契約の変更になるので、もともとの信託契約書を作成した士業に作成してもらい、公正証書にしておくとういでしょう。



一旦、契約を作成しても変更ができるのですね。信託の登場人物の3者が全員揃っていると、限らないのではないのでしょうか。



その通りですね。信託法には、いろいろな場合を想定して変更“できる”規定をおいています。例えば、信託の目的に反しなければ、受託者と受益者の合意で、委託者に通知することで変更ができます。

そうなんですね。いくら法律上の手続に合致するように変更手続を進めても、そもそも信託の設定目的からして変更できない場合もあるのではないですか。



いい点に気が付きましたね。信託変更の限界もやはりあって、おっしゃるように、信託の目的に反するような変更や、信託財産を大きく変更するような場合は別の信託契約にすべきでしょうし、受託者を大きく利するような変更はそもそもできないと考えてください。

やはり信託って難しそうだけど信託以外の手段と組み合わせて上手く利用すると、委託者の願いが実現できる可能性が高まりますね。



はい、そうです。そのためには専門家とよく話し合っ、どこまではどのスキームを利用するのか、範囲と目的、叶えたいことをはっきりして家族信託コーディネーターなど専門家に相談するとよいです。きっと上手く交通整理をしてくれますよ。

本日、是非、知っていただきたいこと

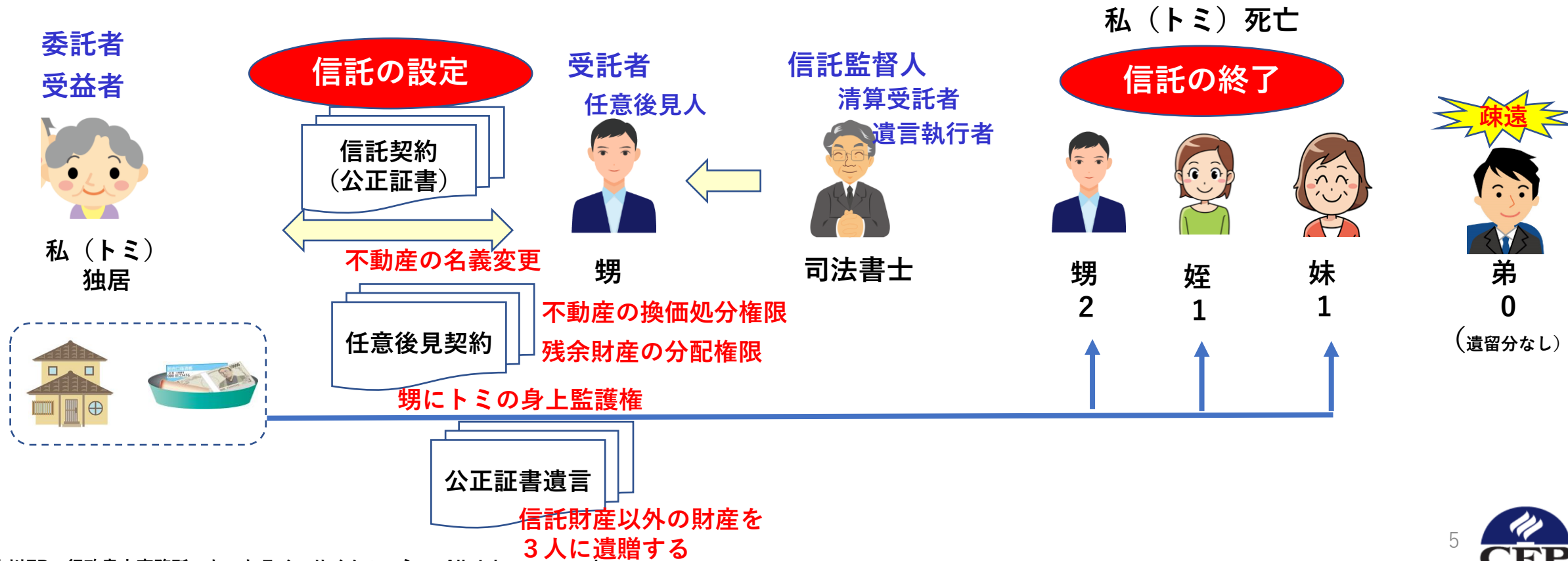
- ✓ 家族信託だけでなく、任意後見契約や遺言書を組み合わせて依頼者の想いをかなえられる場合もあり、柔軟に制度を利用できるように士業には助言能力が求められます。
- ✓ 信託の変更は、原則、委託者、受益者、受託者の合意で変更が可能です。長い信託期間の中で、3者のうち1名が欠ける場合もあり、変更で切る場合の法律要件を押さえておきましょう。
- ✓ 法律上の信託変更の要件を満たしていても、そもそも信託設定の目的から信託の変更には限界があると考えられます。

事例9 家族信託、任意後見、遺言書併用

設定の背景、想い

目的：遺言代用信託で、不動産を確実に分配したい。

- ◆私（トミ）が死んだら不動産は売却して妹と甥、姪に渡したい。疎遠の弟は遺す必要がない。
- ◆甥が一番信頼できるので、手続は甥に頼みたい。残余財産は、甥：妹：姪が2：1：1で分けてほしい。
- ◆甥には任意後見人にもなって、施設入居の手続をお願いしたい。



信託の内容は変更できるのか？

信託法149条に誰が信託を変更できるのか規定されています。
長い期間の中でも対応できるようにしておく必要があります。

変更時の状況	変更当事者 委託者	変更当事者 受託者	変更当事者 受益者	方法	変更内容の通知等
①原則	○	○	○ (すべての受益者、 以下同様)	合意	変更後の信託行為の内容を明らかにしてしなければならない 委託者が現に存在しない場合、適用できない。 実務では困難。
②信託目的に反しないことが明らか	—	○	○	合意	受託者は、委託者に対し、遅滞なく、変更後の信託行為の内容を通知しなければならない
a) かつ、受益者の利益に適合することが明らか	—	○	—	書面、又は電磁的記録による意思表示	受託者は、委託者及び受益者に対し、遅滞なく、変更後の信託行為の内容を通知しなければならない
b) かつ、受託者の利益を害しないことが明らか	—	—	○	受託者に対する意思表示	受託者は、委託者に対し、遅滞なく、変更後の信託行為の内容を通知しなければならない
③ 受託者の利益を害しないことが明らか	○	—	○	受託者に対する意思表示	委託者が現に存在しない場合は、適用できない。
④信託行為に別段の定めがあるもの	(○)	(○)	(○)	その定めによる方法	—
⑤特別の事情による信託の変更を命ずる裁判があった場合	○	○	○	裁判所への申し立て	—

一旦、成立した信託契約を変更できるのか？

できます。原則は3者合意ですが、3者合意ができない場合でも“できる”条件を把握しておきましょう。

	委託者	受託者	受益者
①原則(信託法149条)	必要	必要	必要
②-1“できる”	(通知)	必要 (信託の目的に反しない)	必要
②-2“できる”	(通知)	⇐ 必要 ⇒ (信託の目的に反しない、及び 受益者の利益に適合する)	(通知)
③-1“できる”	必要 ⇒ (受託者の利益を害しない)	(通知)	⇐ 必要 (受託者の利益を害しない)
③-2“できる”	(通知)	(通知)	⇐ 必要 (信託の目的に反しない、及び 受益者の利益に適合する)
④“できる”	別段の定め 例) 信託の目的に反しなければ受託者と信託監督人の合意		

一旦、成立した信託契約を変更できるのか？

委託者や受益者が意思能力が低下してくると、受託者と受益者又は受益者代理人、もしくは委託者代理人の合意により、信託の変更をすべきかもしれません。

信託変更権の限界

①信託成立要件を否定する信託の変更

例) 信託財産を大きく変更する信託財産の追加変更

金銭信託に予想外の不動産の追加信託や、想定外の巨額の金銭の追加信託

⇒ **新たな信託の設定や併合になる。**

②信託の目的に真っ向から反する信託の変更

例) 障害を持つ生活のための信託から、受託者に多額の受託者報酬を渡すような変更

⇒ **課税問題を生起することになる。**

成年後見人は？

信託の変更に係ることはできない。理由はその関わりの多くが**成年後見人等の後見事務の範囲を超える**ため。

Thinking time !

信託の変更についても法律をきちんと押さえておきましょう。

信託変更の手続

- ・ 信託法上で信託の内容を変更できる場合の条件を条文に従って理解しておきましょう。

信託変更の限界

- ・ 法的な信託変更の手続に従ったとしても、望ましくない場合もあります。どういった場合が信託を変更すべきでないでしょうか。



業務範囲 ～当事務所で取扱相談範囲について～

● 個人のお客様のご相談

◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

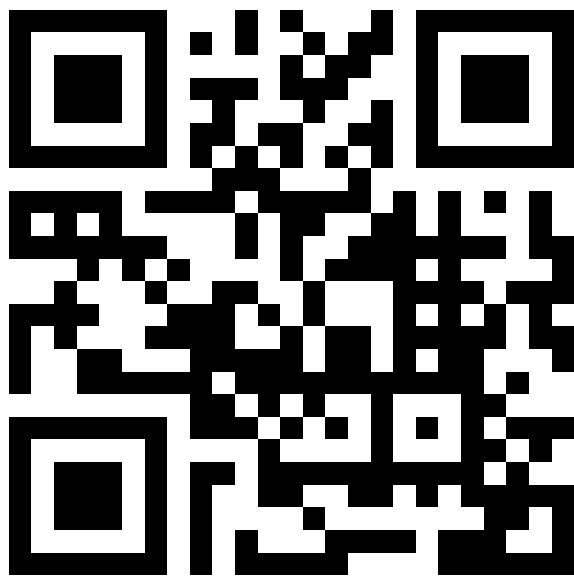
● 各種セミナー

◆ 世代別セミナー

◆ テーマ別セミナー

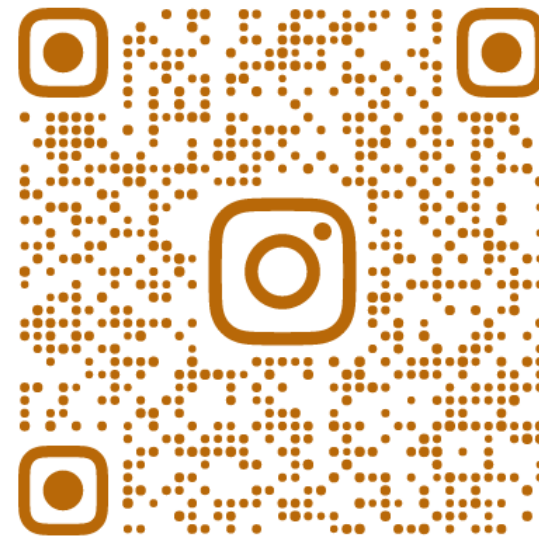
詳細はホームページとインスタをご覧ください

ホームページ



<https://www.fp-aichi-lcm.jp>

インスタグラム



@FP_YOSHISAN